

ドイツ・ETFアロケーション・ファンド (安定型/成長型)

愛称：プラチナラップ

追加型投信/内外/資産複合



2019年4月12日
ドイツ・アセット・マネジメント株式会社

足元の状況と今後の見通し

- ◆ ドイツ・ETFアロケーション・ファンド（安定型/成長型）は2015年12月11日に運用を開始し、約3年3カ月が経過しました。
- ◆ その間、市場では比較の変動の激しい展開が続いたものの、安定型/成長型共に概ね堅調に推移しています。当ファンドはETFを活用し、実質的に様々な資産クラスに分散投資を行っており、これが効率的な運用につながったものと考えます。
- ◆ 安定型/成長型共に、引き続き市場環境に応じて機動的な資産配分を行っていく方針です。なお、市場の変動性が高まる場面では、株式の投資を抑制すると共に現金等への投資を増やし、ファンドへの影響の軽減を目指した運用を行う方針です。

【2019年3月29日時点基準価額】

《安定型》
10,351円

《成長型》
11,009円

【設定来の投資環境】

ドイツ・ETFアロケーション・ファンド（安定型）及びドイツ・ETFアロケーション・ファンド（成長型）が設定された2015年12月11日以降の市場環境を振り返ると、2016年初に中国の景気減速懸念を受けてリスク資産から資金が流出し世界の株価は急落、さらに英国の欧州連合（EU）離脱問題等から上値が重い展開が続きました。

2016年末から2017年にかけては、米国の税制改革期待や主要国の企業業績も概ね堅調であったことから、株価は上昇基調が続きました。2018年は米中貿易摩擦問題や英国のEU離脱協議の不透明感に加え、世界的な景気減速懸念から値動きの激しい展開となりました。

【図表】世界の株式と債券（指数、円ベース）の推移
期間：2015年12月11日～2019年3月29日、日次
※2015年12月11日時点を100として指数化



※ 世界株式（除く日本）：MSCIコクサイ指数
※ 世界国債（除く日本）：FTSE世界国債インデックス（除く日本）

※ 過去の運用実績は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
※ データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。
出所：FTSE Fixed Income LLC、Bloombergのデータを基にドイツ・アセット・マネジメント(株)が作成

ドイツE T Fアロケーション・ファンド (安定型/成長型)



愛称：プラチナラップ

追加型投信/内外/資産複合

【安定型の運用状況】

短期的な市場の下落に備えながら、長期的にコツコツとリターンを積み上げることを目指した運用を続けてきました。

資産配分は、比較的値動きが安定している先進国国債や投資適格社債への配分を概ね60%~80%と高位に維持しました。加えて、市場が上昇トレンドにある時には先進国株式への配分を増やしました。例えば、2017年のように株高基調が続いた際には株式の配分を相対的に高めとしました。

また、原則として対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ることで、全体的にリスクを抑えた運用を行いました。

この結果、2019年3月29日時点の基準価額は10,351円と堅調な結果となっています。

なお、安定型では市場下落時に基準価額の下落を概ね一定水準に抑えることを目的として、「下値目安*」を設定しています。設定来、基準価額が下落基調となり、下値目安に近づいた時には先進国株式への配分を減らし、先進国国債や現金等の比率を高めました。なお、設定来で基準価額が下値目安を割り込む場面はほとんど見られず、下値目安を設けることで基準価額の下落リスクを抑制出来たと考えています。

<安定型>

- 原則として、ETFへの投資を通じて、先進国の株式、国債及び投資適格社債等を実質的な投資対象とし、分散投資を行います。
- 投資対象資産の組入比率を機動的に変更することで、信託財産の中長期的な成長と短期的な基準価額の下落を概ね一定水準(下値目安)に抑えることを目指します。
- 原則として対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。



* 下値目安：原則として、下値目安は3か月に一度の基準日における基準価額の-3%程度の水準とします。当該水準は、運用者の判断により今後予告なしに変更される場合があります。基準日は原則として毎年3月、6月、9月、12月の最終営業日とします。

【図表】安定型の設定来の運用実績

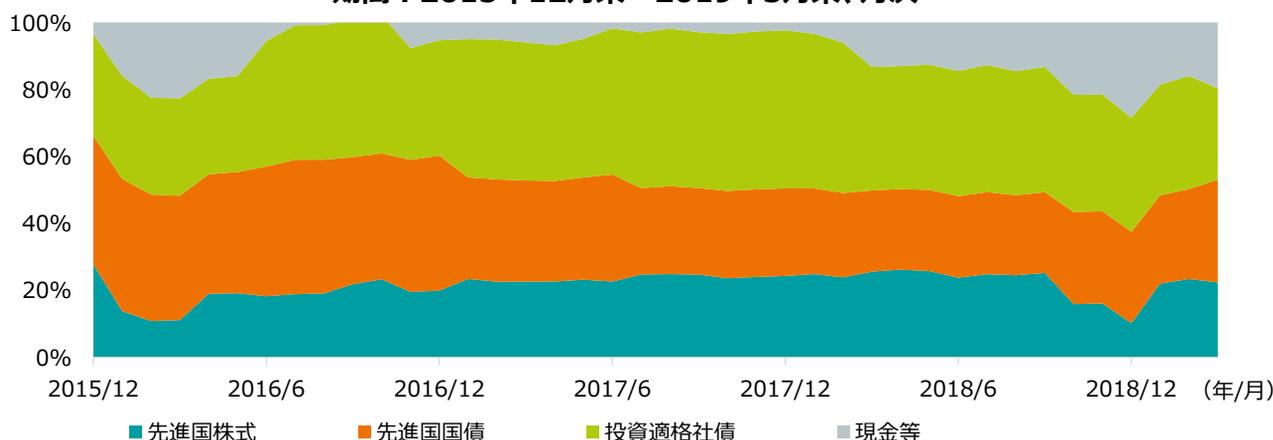
<基準価額と下値目安の推移>

期間：2015年12月11日(設定日)~2019年3月29日、日次



<資産配分の推移>

期間：2015年12月末~2019年3月末、月次



※ 分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

※ 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。過去の運用実績は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

ドイツE・ETFアロケーション・ファンド (安定型/成長型)



愛称：プラチナラップ

追加型投信/内外/資産複合

【成長型の運用状況】

比較的风险の高い資産への配分を高めとすることでより高いリターンを目指した運用を続けてきました。

資産配分は、先進国株式の配分を50%~70%程度に維持しつつ、新興国の株式や債券に加え、REITやコモディティ、ヘッジファンド等、幅広い資産クラスに投資を続けています。

また、市場環境が良好なときにはより高いリターンの獲得を目指し、新興国市場等の高リスク資産への投資配分の増加を検討してきました。

ファンド設定時は、中国の景気減速懸念から新興国市場に対して慎重なスタンスでしたが、その後新興国市場への懸念が和らいだことを踏まえ、その配分を増やしました。

この結果、2019年3月29日時点の基準価額は11,009円と堅調な結果となっています。

<成長型>

- 原則として、ETFへの投資を通じて、世界の株式及び債券に加え、REIT、コモディティ及びヘッジファンド等を実質的な投資対象とし、分散投資を行います。
- 投資対象資産の組入比率を機動的に変更することで、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- 原則として対円での為替ヘッジを機動的に行います。



【図表】成長型の設定来の運用実績

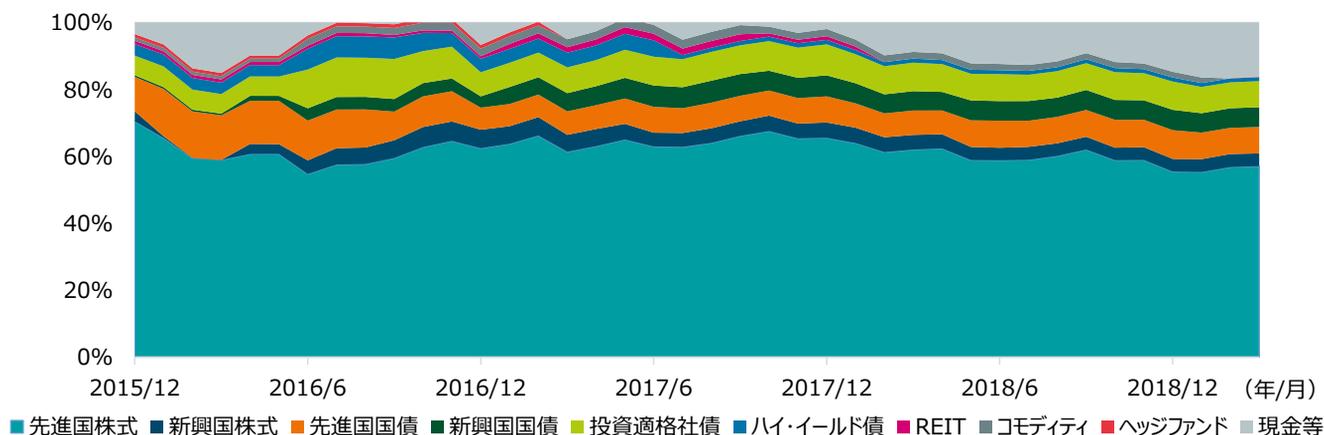
<基準価額の推移>

期間：2015年12月11日（設定日）～2019年3月29日、日次



<資産配分の推移>

期間：2015年12月末～2019年3月末、月次



※ 分配金込基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

※ 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。過去の運用実績は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

ドイツ・ETFアロケーション・ファンド (安定型/成長型)



愛称：プラチナラップ

追加型投信/内外/資産複合

【分散投資のメリット】

安定型/成長型共通の特徴として、「ETFを通じて株式や債券等の複数資産に分散投資を図る」ということが挙げられます。分散投資のメリットとしては「リスクが分散される」ことや「景気に左右されにくく、長期投資に向きやすい」といったことがあります。

当ファンドの設定以降、英国がEU（欧州連合）離脱を選択したことや、米国でトランプ氏が大統領に就任したこと等、事前予想とは異なる結果や市場動向となる場面が多々ありました。こうした市場を大きく左右する出来事に対して、ある予想に基づき特定の資産に集中投資することは、予想通りの結果となれば高いリターンが期待される反面、予想に反する結果となった場合のリスクも高くなります。このため、特定の資産の動きのみに左右されにくい投資として、値動きの異なる複数の資産への分散投資が有効と考えています。

また、景気循環のどの段階にあるかによっても各資産のリターンの優劣は異なることから、特定の資産のリターンに左右されにくい分散投資は、長期間にわたって投資する際の景気循環による影響もある程度抑えられると考えられます。

【図表】資産クラス別構成比率
2019年3月末時点

<安定型>

資産クラス		配分比率
株式	先進国株式	22.4%
債券	先進国国債	30.7%
	投資適格社債	27.3%
現金等		19.6%

<成長型>

資産クラス		配分比率
株式	先進国株式	57.1%
	新興国株式	3.8%
債券	先進国国債	7.9%
	新興国国債	5.9%
	投資適格社債	7.8%
	ハイ・イールド債	1.2%
その他	REIT	0.0%
	コモディティ	0.0%
	ヘッジファンド	0.0%
現金等		16.3%

※ 比率は純資産総額を100%として計算しております。

※ 過去の運用実績は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

【今後の運用方針】

安定型・成長型共に、引き続き市場環境に応じて機動的な資産配分を行っていく方針です。

米国や欧州の金融政策においてハト派的な色合いが強まっていることや、世界的に緩やかな景気回復が続くと見込まれること等から、株式市場には幾分上昇余地が残っていると予想されます。しかし、景気減速に対し市場は強い警戒感を抱いており、リスク回避姿勢が強まる可能性があることには注意が必要です。

このため、株式市場が上昇した局面では、その後の調整に備え、利益確定の売りを実施する予定です。

また、株式以外の市場においても変動性が高まることが考えられます。そのため、各市場の値動きによるファンドへの影響を抑制することを目的として、安定型/成長型共に現金等の比率を過去に比べ高い水準で維持、つまり各資産への投資比率をやや抑えて運用する予定です。

ドイツE・ETFアロケーション・ファンド (安定型/成長型)



愛称：プラチナラップ

追加型投信/内外/資産複合

ファンドの特色

1 上場投資信託証券(ETF^{※1})を主要投資対象とし、様々な資産に分散投資を行います。

※1 ETFとは、Exchange Traded Fundsの略称で、金融商品取引所に上場されている投資信託です。

2 安定型、成長型があります。

<安定型>

- 原則として、ETFへの投資を通じて、先進国の株式、国債及び投資適格社債等を実質的な投資対象とし、分散投資を行います。
- 投資対象資産の組入比率を機動的に変更することで、信託財産の中長期的な成長と短期的な基準価額の下落を概ね一定水準(下値目安^{※2})に抑える^{※3}ことを目指します。

※2 原則として、下値目安は3か月に一度の基準日における基準価額の-3%程度の水準とします。当該水準は、運用者の判断により今後予告なしに変更される場合があります。基準日は原則として毎年3月、6月、9月、12月の最終営業日とします。

※3 下値目安はあくまでも運用上の目安であり、基準価額が当該水準を下回った場合でも、運用者の裁量により、信託財産の中長期的な成長を優先した資産配分が行われることがあります。市場環境及び資金動向等によっては、基準価額が下値目安を大きく下回る場合があります。基準価額が下値目安を下回らないことを保証もしくは示唆するものではありません。

- 原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。

<成長型>

- 原則として、ETFへの投資を通じて、世界の株式及び債券に加え、REIT、コモディティ及びヘッジファンド等を実質的な投資対象とし、分散投資を行います。
- 投資対象資産の組入比率を機動的に変更することで、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- 原則として対円での為替ヘッジを機動的に行います。

各ファンドの為替ヘッジについて

各ファンドの対円での為替ヘッジは、原則としてETFの通貨で行うため、為替ヘッジの対象となるETFが当該通貨以外の通貨エクスポージャーを保有している場合には、当該通貨とその他通貨の間の為替変動の影響を受ける場合があります。

3 各ファンドの運用指図に関する権限を、DWSインベストメントGmbHに委託します。

- DWSインベストメントGmbHはドイツ銀行グループの資産運用部門のドイツにおける拠点です。
グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。

(注)市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ドイツ・ETFアロケーション・ファンド (安定型/成長型)



愛称：プラチナラップ

追加型投信/内外/資産複合

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

① 株価変動リスク

株価は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

② 金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、新興国の債券等の価格は、こうした金利変動や投資環境の変化等の影響を大きく受け、短期間に大幅に変動する可能性があります。

③ 信用リスク

株価及び債券価格は、発行者の信用状況等の悪化により下落することがあり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、新興国の株式及び債券は、先進国の株式及び債券に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

④ 為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。安定型については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、基準価額への影響がすべて排除されるわけではありません。また、ヘッジ対象通貨と円との金利差等が反映されたヘッジコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。成長型については、対円で為替ヘッジを機動的に行い、為替変動リスクの低減を図ることを目指しますが、基準価額への影響がすべて排除されるわけではありません。また、ヘッジ対象通貨と円との金利差等が反映されたヘッジコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。なお、各ファンドの対円で為替ヘッジは、原則としてETFの通貨で行うため、当該通貨と他通貨との間の為替変動も基準価額の変動要因となることがあります。

⑤ カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、新興国への投資については、一般的に先進国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

⑥ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑦ REITの価格変動リスク(成長型のみ)

REITは株式と同様に金融商品取引所等で売買されているため、市場における需給や不動産市況に関する見通し等の様々な要因で価格が変動します。また、一般にREITが投資対象とする不動産の価値及び当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動し、REITの価格及び分配金はその影響を受けます。REITが投資対象とする不動産等にかかる規制の強化や新たな規制の適用等により、規制下となる不動産等の価値が低下する可能性があり、その結果、REITの価格が下落することがあります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑧ コモディティへの投資に伴うリスク(成長型のみ)

コモディティ投資においては、様々な商品先物市場の変動の影響を受けます。個々の商品先物の価格は商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由及び政策、疾病、伝染病、技術発展等の様々な要因に基づき変動し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑨ ヘッジファンドへの投資に伴うリスク(成長型のみ)

ヘッジファンドは、デリバティブ取引を含む様々な投資手法を用いて、当該ヘッジファンドの純資産を上回る規模の取引を行ったり、建玉(買ひまたは売りの両方を含みます。)を保有することがあります。そのため、ヘッジファンドへの投資においては、市場価格の変動以上に損失が拡大する可能性があり、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

資産配分に関する留意点

安定型については、基準価額の下落を概ね一定水準に抑えることを目指して運用を行うため、運用者の裁量により短期金融資産や債券等の低リスク資産の保有比率を増やすことがあります。また、当該運用が効果的に機能しない状況等では、基準価額の下落を一定水準に抑えられない場合があります。また、低リスク資産の保有比率を増やした結果、市場全体の上昇に追従できない場合があります。

ETFへの投資にあたっての留意点

当ファンドが投資するETFには、対象指数を構成する銘柄に直接投資を行わず、スワップ取引等を用いて、対象指数に連動した投資成果を目指すETFが含まれます。スワップ取引等においては、当該スワップ取引等の相手方の信用リスクが存在します。

なお、スワップ契約の多くは契約担保の提供をスワップカウンターパーティに求める内容となっており、万が一スワップカウンターパーティが破綻しても、受け入れた担保を換金することで損失が軽減される仕組みとなっています。

※スワップカウンターパーティとは、スワップ取引の契約の相手方のことをいいます。

その他の留意点

● 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

ドイチェ・ETFアロケーション・ファンド (安定型/成長型)



愛称：プラチナラップ

追加型投信/内外/資産複合

お申込みメモ

申込締切時間/購入・換金申込受付不可日	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに購入申込み・換金申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。ただし、フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日に該当する場合は、受付を行いません。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
信託期間/繰上償還	信託設定日(2015年12月11日)から無期限 ただし、各ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託を終了させていただくことがあります。
決算日	原則として毎年10月7日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年1回の毎決算時に、信託約款に定める収益分配方針に基づいて行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。 (注)将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 (注)法人の場合は税制が異なります。税法が改正された場合等には上記の内容が変更されることがあります。

ファンドの費用

時期	項目	費用
投資者が直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24%(税抜3.0%)を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額
換金時	信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
毎日	運用管理費用(信託報酬)	<安定型>信託財産の純資産総額に対して年率 0.6264%(税抜0.58%) <成長型>信託財産の純資産総額に対して年率 0.8964%(税抜0.83%) 上記のほかに、投資対象とするETFにおいても管理報酬等がかかりますが、その額は組入状況等により変動します。そのため、当該信託報酬及び管理報酬等を含めた実質的な負担について事前に料率、合計額等を表示することができません。 (ご参考)2018年10月末時点の組入比率を基に試算したETFの信託報酬相当額(加重平均値)は、<安定型>年率0.14%程度、<成長型>年率0.21%程度です。なお、当該試算額は、組入状況等により変動します。
	その他の費用・手数料	当ファンド及び組入ETFにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用(ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目録見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。)、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、管理報酬、租税等(ETFがスワップ取引等を通じて負担するものを含みます。)がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。ただし、これらの費用のうち当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率 0.10%上限 とします。「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

※収益分配金を再投資する際には購入時手数料はかかりません。

※「税」とは、消費税及び地方消費税に相当する金額のことを指します。

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他の関係法人

- 販売会社： 当ファンドの募集の取扱い等を行います。投資信託説明書(交付目録見書)の提供は、販売会社にて行います。販売会社につきましては委託会社にお問合せ下さい。
- 委託会社： ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第359号
加入協会： 日本証券業協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
信託財産の運用指図等を行います。
- 受託会社： 三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。
- 投資顧問会社： DWSインベストメントGmbH(所在地：ドイツ フランクフルト)
委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの運用指図等を行います。

ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>
フリーダイヤル 0120-442-785
(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

<ご留意事項>

投資信託のお申込みに関しては、以下の点をご理解いただき、投資の判断はおお客様自身の責任においてなされますようお願い申し上げます。
当資料は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が作成した資料です。当資料記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。データ等参考情報は信頼できる情報をもとに作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。当資料記載の内容は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。投資信託は、株式、公社債などの値動きのある証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されるものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。運用状況により、分配金が支払われないこともあります。投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。当資料記載の個別の銘柄・企業名については、あくまでも参考として申し述べたものであり、その銘柄または企業の株式等の売買を推奨するものではありません。ご購入に際しては、販売会社より最新の投資信託説明書(交付目録見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

ドイツ・ETFアロケーション・ファンド (安定型/成長型)

愛称：プラチナラップ

追加型投信/内外/資産複合



当ファンドの販売会社は以下の通りです。

(五十音順)

金融商品取引業者名	登録番号	加入協会				備考	
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会		
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第35号	○				インターネット販売限定
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第44号	○		○	○	
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長 (登金)第5号	○		○		
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長 (金商)第10号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第195号	○	○	○	○	

<使用している指数に関する留意事項>

- MSCIコクサイ指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。また、MSCIインクは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Income LLCに帰属します。